

配偶者の相続税額の軽減

Q : 夫が死亡し、相続人は私と息子の2人です。息子は正式に相続の放棄の手続きをしましたので相続人は私だけとなります。この場合、配偶者の相続税額の軽減を使うと税金は全くかからなくなるのでしょうか？

A : 総遺産の2分の1だけが軽減対象となり、残りの2分の1について課税の対象となります。

【解説】

被相続人の配偶者が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その配偶者については、配偶者の法定相続分に相当する金額（1億6千万円の方が多い場合は、1億6千万円）まで相続税が課税されないこととなっています。これを配偶者の相続税額の軽減といいます。この場合の法定相続分とは、民法の規定による相続分をいいますが、相続の放棄があった場合にはその放棄がなかったものとした場合における相続分をいいます。

ご質問の場合、息子さんが正式に相続の放棄の手続きをとられたということですので、この場合の法定相続分は、その放棄がなかったものとして考えます。したがって、税額軽減の対象となる配偶者の法定相続分は2分の1になりますので、全財産を相続した場合であっても、2分の1は課税の対象となります。

なお、仮に他の相続人が存在せず、あなただけが相続人であるという場合は法定相続分は「1」となりますので、全財産が税額軽減の対象となり、税額は算出されなくなります。

